

審の裁判所とする。

(その他の事項)

第20条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年5月31日

甲 神奈川県横浜市都筑区牛久保西 3-3-1
武蔵工業大学
第12回 MI-TECH 横浜祭実行委員会

石原 碧

印

乙 北海道札幌市中央区北2条西 14丁目 2-3
NPO 法人コンベンション札幌ネットワーク

藤田 靖

印

丙 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目 56番地

上谷 耕 谷

印

北海道洞爺湖サミット記念

「サミットの森 武蔵工大学横浜祭・レガシー・カーボンオフセットプロジェクト」
に関する協定書

武蔵工業大学第12回 MI-TECH 横浜祭実行委員会（以下、「甲」という。）と NPO 法人コンベンション札幌ネットワーク（以下、「乙」という。）及び美幌町（以下、「丙」という。）は甲が費用負担をし、丙が行う森林整備事業に関して、乙が履行確認をするため、次のとおり協定する。

(協定の対象とする森林)

第1条 この協定により丙が整備を行う森林（以下、「協定対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林班	小班	面積 (ha)	樹種	植林 本数	管理 期間
北海道網走郡美幌町字豊富 460-1、460-31	32	42	0.33	カラマツ	667	20年

※別添図面のとおり

(協定の存続期間)

第2条 この協定の存続期間は平成20年5月30日から平成39年3月31日 までとする。

(森林整備の実施等)

第3条 丙は、別紙に定める森林整備計画に従って森林整備を実施するものとする。

なお、この計画は森林の所在する市町村森林整備計画に準拠したものとする。

2 丙は、前項の森林整備の全部又は一部を、美幌町森林組合に委託して実施することができるものとする。

3 乙は、丙が行う森林整備の履行確認をし、甲にその結果を報告するものとする。

(森林整備費用の負担)

第4条 甲は、この協定に基づいて実施する森林整備に要する費用一切を負担するものとする。

2 甲は、この協定の存続期間内及び存続期間満了後又は第18条若しくは第19条第3項の規定に基づく協定の解除後において、乙および丙に対して、森林整備に要した費用の全部又は一部を請求しないものとする。

(森林整備以外での立木伐採の禁止)

第5条 丙は、立木の伐採をしないものとする。ただし、第3条第1項の森林整備計画により森林整備のために必要な伐採をする場合は、この限りでない。

(森林整備のCO2吸収量の引渡し)

第6条 丙は実施する森林整備について、協定書調印時に協定期間に吸収されるCO2吸収量を丙に引渡しするものとする。

(協定対象森林への立入り)

第7条 丙及び甲または乙の指定するもので丙の承諾を得た者は、この協定の存続期間内において、協定対象森林に自由に立ち入ることができるものとする。

(協定対象森林の利活用)

第8条 甲は、この協定の存続期間内において、協定対象森林において、林業体験活動、環境教育活動及び森林レクリエーション活動等を行うことができるものとする。

2 甲は、前項の活動をするときは、丙に協議するものとする。

(森林への命名権)

第9条 甲は、この協定の存続期間内において、指定対象森林に命名することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項で命名した名称を、自らの宣伝活動等に使用できるものとする。

(看板等の設置等)

第10条 甲は、前条の名称等を表示した看板等を、協定対象森林内に設置することができるものとする。なお、この看板等は、現地の環境に調和しかつ関係する法令に適合したものとする。

2 甲は、前項の看板等を設置しようとするときは、事前に丙の同意を得るものとする。

3 丙は、甲の同意なしに甲の設置した看板等の撤去又は移設をしないものとする。

4 甲は、この協定の存続期間が満了したときは、乙及び丙の書面による同意があった場合を除き第1項の看板等を撤去するものとする。

5 甲は、第18条、第19条第1項若しくは同条第3項の規定に基づきこの協定が解除されたときは、速やかに、第1項の看板等を撤去するものとする。

(協定対象森林に係る公租公課の負担)

第11条 丙は甲及び乙に対し、協定対象森林及びその土地に係る公租公課を負担しないものとする。

(森林所有者の責務)

第12条 丙は、この契約において別に定めるもののほか、次の責務を負う。

- (1) 火災の予防及び消防
- (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止
- (3) 病虫獣害の防除(甲が、森林整備の一環として行うものを除く)
- (4) 土地の境界の管理
- (5) その他前各号に附帯する行為

(立木の所有権等)

第13条 協定対象林内に存在する立木の所有権は、協定の存続期間内に甲が植栽した立木も含めて、丙に帰属するものとする。

2 協定対象森林内の立木及び土地に関して、第三者から受けた損害賠償金、損失補償金又は保険金等は、丙に帰属するものとする。

(立木等の譲渡等の制限)

第14条 丙は、この協定の存続期間内及び存続期間の満了後10年以上を経過するまでの間、協定対象森林内の立木及び土地の一部又は全部を、第三者に譲渡若しくは貸付し又はこれに担保権を設定してはならないものとする。ただし、公用、公共用若しくは公益事業の用に供される場合又は事前に甲及び乙の同意を得た場合は、この限りでない。

(伐採木の所有権)

第15条 丙が実施する森林整備に伴って発生した伐採木の所有権の帰属は、丙に帰属するものとする。

(木材以外の林産物等の採取及び帰属)

第16条 甲及び丙は、この協定の存続期間内において、協定対象森林内の次に掲げる林産物を無償で採取することができるものとする。この場合において、甲がこれを採取するときは、事前に丙に通知するものとする。

- (1) 下草、落葉、落枝及び保育のために切除した枝条
- (2) 山菜、木の実及びきのこ類

(やむを得ない理由による協定の解除)

第17条 甲及び乙又は丙は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ書面で協議した上で、協定対象森林の全部又は一部について、この協定を解除することができる。

- (1) 協定対象森林が、公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (2) 災害その他の原因により協定対象森林の全部又は一部が滅失したとき
- (3) その他この協定の目的を達成することができないと認められるとき

(債務不履行による契約の解除等)

第18条 丙は、甲及び乙が正当な理由なくこの協定に基づく義務を履行しないときは、この協定を解除することができる。

2 前項の規定により協定が解除された場合、甲は、丙が森林整備に要した費用に相当する額を、丙に支払うものとする。

3 甲は、乙及び丙が正当な理由なくこの協定に基づく義務を履行しないときは、この協定を解除することができる。

(管轄裁判所)

第19条 この協定について訴訟等の生じたときは、丙の所在地を管轄する裁判所を第一